

専決処分について（令和 5 年度日立市一般会計補正予算  
（第 4 号））

令和 5 年度日立市一般会計補正予算（第 4 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月 2 7 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 5 年度 日立市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度 日立市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,025,566 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80,449,593 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
15. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
16. 県支出金	
	2. 県補助金
18. 寄附金	
	1. 寄附金
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
22. 市債	
	1. 市債
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
13,337,674	655,339	13,993,013
9,209,021	505,339	9,714,360
4,090,280	150,000	4,240,280
4,607,861	218,531	4,826,392
1,077,643	218,531	1,296,174
1,003,962	5,530	1,009,492
1,003,962	5,530	1,009,492
10,171,603	664,066	10,835,669
10,171,603	664,066	10,835,669
3,398,700	1,482,100	4,880,800
3,398,700	1,482,100	4,880,800
77,424,027	3,025,566	80,449,593

歳出

(単位 千円)

款	項
12. 予備費	
	1. 予備費
13. 災害復旧費	
	1. 災害対策費
	2. 総務施設災害復旧費
	3. 衛生施設災害復旧費
	4. 農林水産施設災害復旧費
	5. 商工施設災害復旧費
	6. 土木施設災害復旧費
	7. 教育施設災害復旧費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
300,000	200,000	500,000
300,000	200,000	500,000
0	2,825,566	2,825,566
0	517,099	517,099
0	270,906	270,906
0	44,550	44,550
0	354,748	354,748
0	46,189	46,189
0	1,392,282	1,392,282
0	199,792	199,792
77,424,027	3,025,566	80,449,593

第2表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額
災害復旧事業費	1,465,100
災害援護資金貸付金	17,000

(単位 千円)

起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間満了後30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。